

管理 No.	a001
--------	------

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署:総合政策部 行政経営課
(係 /内線:2182)

根拠区分	法律・条例	
処分の名称	指定管理者の指定の取消し、業務停止命令	
処分権者	市長又は教育委員会	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	地方自治法 (昭和 22 年 法律 第 67 号)
	根拠規定条項	第 244 条の 2 第 11 項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 (平成 17 年策定)
	基準規定条項	第 5 章 第 3 節
	処分基準	<p>市長又は教育委員会は、次のいずれかに該当する場合、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。</p> <p>(1) 指定管理者が指示に従わない場合その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認める場合</p> <p>(2) 条例の改廃により、指定管理者に業務を行わせる必要がなくなった場合</p> <p>(3) 天災その他やむを得ない事由により施設の全部又は一部を利用させることができなくなった場合</p>
行政手続法(条例) 第 13 条適用関係	聴聞	
本票の作成日	平成 30 年 2 月 15 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

処分基準(裏面追加)

	基準内容
処分基準等 補足	